

販売従事登録についてよくある問い合わせ

平成28年10月現在

【申請書提出先について】

1 登録販売者試験は兵庫県以外で合格したのですが、兵庫県内の店舗等に勤めている場合、兵庫県で登録する必要がありますか。

A 勤務先が兵庫県内の方については、兵庫県の試験合格者でなくても兵庫県で登録となりますので、申請書を店舗等の所在地を管轄する受付機関に提出してください。
反対に、兵庫県の試験に合格した場合であっても、勤務先が兵庫県外の方は、兵庫県ではなく、勤務先を管轄する都道府県で登録手続きを行ってください。

2 登録販売者の販売従事登録は、申請書の提出先として店舗等の所在地を管轄する受付機関とありますが、兵庫県内の別の受付機関に提出しても構いませんか。

A 原則申請書の提出先は「店舗等の所在地を管轄する受付機関」ですが、兵庫県内の別の受付機関に提出しても構いません。ただし、後日交付する「販売従事登録証」は、申請書を提出した受付機関で渡すこととなりますのでご注意ください。

3 登録販売者の販売従事登録は、申請書の提出先として店舗等の所在地を管轄する受付機関とありますが、店舗のない配置販売業者はどこに提出すれば良いですか。

A 販売従事登録を行う配置販売業者の所在地を管轄する受付機関に提出してください。
ただし、兵庫県に申請する場合は、上記2のとおり、兵庫県内の別の受付機関に提出することもできますが、後日交付する「販売従事登録証」は、申請書を提出した受付機関で渡すこととなりますのでご注意ください。
なお、兵庫県の許可を有していない配置販売業に従事する方の販売従事登録はできませんので、ご注意ください。

【申請書について】

4 現在、医薬品を販売する店舗等で働いていませんが、申請できますか。

A 申請時に店舗等で医薬品の販売に従事していない方は、販売従事登録の申請はできません。
なお、店舗等で勤める際に申請することとなるため、それまで合格通知書は大切に保管しておいてください。

5 合格通知書の原本を紛失している場合は、どうすれば良いですか。

A 兵庫県では、合格通知書の再発行は行っておりません。このため、合格通知書の原本を紛失した場合は、合格証明願を提出し、合格証明書の発行を受ける必要があります。なお、証明願には、現金400円が必要です。証明願様式は別紙のとおりです。
販売従事登録の申請においては、合格証明書を添付の上、申請してください。他都道府県における合格者の場合は、他都道府県で再発行された合格通知書又は、合格証明書を添付の上、申請してください。

6 販売従事登録申請書の生年月日の記載は、西暦でも構いませんか。

A 原則、和暦表示をお願いします。ただし、特別な事情（外国籍等）がある場合は、西暦で表示してください。
なお、特別な事情（外国籍等）の場合、販売従事登録証の生年月日は、申請書の記載どおりに作成します。

7 外国人の場合、本籍地都道府県名はどう記載したら良いですか。

A 国名を記載してください。

8 登録販売者試験の受験票、合格通知書は、JIS第2水準までの漢字で記載されていますが、販売従事登録の申請書は戸籍どおりに記載することとなっているため、旧字体で記載した場合、漢字が異なることとなりますが構いませんか。また、印鑑は旧字体のものが必要ですか。

A 販売従事登録の申請書は添付されている戸籍と同じ漢字で記載してください。印鑑はどちらの漢字のものでも結構です。

【収入証紙について】

9 兵庫県の収入証紙はどこで購入できますか。

A 兵庫県の主要な金融機関等で購入できます。
詳細は、http://web.pref.hyogo.lg.jp/tb01/tb01_000000001.htmlをご覧ください。

10 兵庫県外から兵庫県の収入証紙を購入するためにはどうすれば良いですか。

A 兵庫県警察協会で、郵送による売りさばきを行っていますので、兵庫県警察協会にお問い合わせください。（TEL：078-351-7834）

【診断書について】

11 診断書には有効期限がありますか。

A 診断書は、申請書の日付から3ヶ月以内のものを添付してください。

12 診断書に医師の押印がなくても構いませんか。

A 必ず医師の押印が必要です。

13 診断書の様式は、兵庫県の様式ではなく他府県や病院の様式でも構いませんか。

A 内容が同一であれば構いません。

【雇用（使用）関係証明書について】

14 雇用（使用）関係を証する書類は、廃止新規等で営業者名が変更している場合は、新しい書類が必要ですか。

A 廃止新規等で営業者名が変更されている場合は旧名義の雇用（使用）関係を証する書類は使用できません。現在従事している店舗等の店舗所在地や営業者名の「雇用（使用）関係を証する書類」が必要となります。

15 雇用（使用）関係を証する書類は、古い日付のものでも構いませんか。

A 現在従事している店舗等であれば、有効期限は設けていませんので古い日付でも構いません。

16 雇用（使用）関係を証する書類の様式は、兵庫県の様式ではなく他府県や会社の様式でも構いませんか。

A 内容が同一であれば構いません。

17 雇用（使用）関係を証する書類は、雇用契約書でも構いませんか。

A 構いませんが、原本照合の上、写しを提出していただきますので、提出時はコピーだけでなく原本も持参してください。

18 雇用（使用）関係証明書の勤務日欄を「シフトによる」と記載しても構いませんか。

A 勤務日、勤務時間欄は、勤務形態により具体的に記入できない場合は、「シフトによる」「週40時間」等の記載でも構いません。

19 会社の代表者と申請者が同じ場合、自分で自分の雇用証明を出すということですか。

A 会社の代表者が申請する場合であっても、雇用証明の提出が必要です。会社の代表者が、雇用者に対して雇用を証明するため、同じ方であっても立場が違います。印鑑も会社の代表者の登記印となります。

20 自分が個人で開設している薬局の場合、自分で自分の雇用証明を出すということですか。

A 個人が自分の雇用証明を出すことはおかしいので、この場合、雇用（使用）関係証明書の提出は必要ありません。

ただし、申請書（様式第八十六条の二）の備考欄に、店舗名、店舗所在地、許可番号、許可年月日（配置販売業の場合は、配置、許可番号、許可年月日）を記載してください。

21 法人の場合、印鑑は会社印でも構いませんか。

A 会社の代表者の登記印をお願いします。会社印や個人印ではありません。

【その他】

22 結婚して姓と本籍が変わりましたが、何か手続きが必要ですか。

A 変更届を30日以内に提出してください。
また、販売従事登録証の書換えも行ってください。

23 勤務先が変わり、引っ越しもしましたが、何か手続きが必要ですか。

A 必要ありません。届出の必要な変更事項は、「本籍」「氏名」「生年月日」「性別」です。

24 まだ販売従事登録証が手元にない申請中の段階で、勤務先が異動になり、提出した雇用証明書の店舗と異なりますが、どうすれば良いですか。

A 個々のケースで異なりますので、兵庫県薬務課までお問い合わせください。（TEL：078-362-3269）

25 登録証を再発行してもらいましたが、古い登録証を発見したので、新しい登録証の方を返しても構いませんか。

A すでに登録証を再発行している場合、発見した古い登録証を返納してください。